

寄居都市計画地区計画の変更（寄居町決定）

都市計画「彩の国資源循環工場第Ⅱ期事業地区地区計画」を次のように決定する。

決定告示年月日 平成23年3月16日

名	称	彩の国資源循環工場第Ⅱ期事業地区地区計画
位	置	寄居町大字西ノ入字高根沢天王裏、字高根沢萩畝の一部、字高根沢大谷の一部、字大橋の一部、字大方向の一部
面	積	約 39.7ha
地区計画の目標		<p>本地区は、寄居町西ノ入の北東に位置し、JR八高線折原駅より東側へ約1km、東武東上線鉢形駅より南側へ約2kmにあり、埼玉県が先端技術産業を誘導・集積する工業団地「彩の国資源循環工場第Ⅱ期事業」を計画・推進する地区である。</p> <p>また、第5次寄居町総合振興計画基本構想・前期基本計画及び第2次寄居町国土利用計画においても工業化を進める地域として位置づけられており、地区計画の策定により、良好な生産環境の保全を図り、周辺の環境と調和した工業地を形成することを目標とする。</p>
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>緑豊かで美しい町のイメージを守りながら、先端技術を有する企業立地の条件整備を進め、環境との共生に配慮しつつ、地域経済の活性化に資する土地利用を展開し、自然と調和のとれた良好な工業地の形成を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>良好な工業地の形成を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限、垣又は柵の構造の制限を定める。</p>
地区整備計画	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神社、寺院、教会その他これらに類するもの ・老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの ・カラオケボックスその他これに類するもの
	建築物の敷地面積の最低限度	3,000㎡

地区整備計画	建築物等に関する事項	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、4 m以上及び隣地境界線までの距離は、2 m以上とする。</p> <p>ただし、次に掲げるものについては、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全対策等で必要な建築物 ・延べ面積30 m²以内の小規模な附属建築物
		建築物等の形態又は意匠の制限	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物等の屋根、外壁又はこれに代わる柱の色彩は、周辺の眺望や景観に調和するものとする。 2 広告板その他これに類するものは、自己の用に供するものとし、色彩及び形状は、周辺の眺望や景観に調和するものとする。
		垣又は柵の構造の制限	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路及び隣地の境界に面して設置する垣又は柵の構造は、景観を損なわないよう生垣又は透視可能なフェンス等とする。ただし、出入口に設置する門柱、門扉及びその部分については、この限りでない。 2 上記の垣又は柵の高さは敷地地盤面から2 m以下とし、基礎を構築する場合には、基礎の高さは敷地地盤面から0.6 m以下とする。ただし、安全対策等必要な垣又は柵及び基礎の高さについては、この限りではない。

「区域は、計画図表示のとおり」

理由： 自然環境と調和した良好な工業地の形成を図るため。